

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の適正な設定等も含めた財源の検討等を行い、当該事業を本格実施する環境の整備を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、市内に存在する公共交通空白地帯の解消、高齢者等の交通弱者の利便性向上、社会参加促進及び中心市街地・公共施設へのアクセスの向上等を目的としたコミュニティバスの実証運行を事業として位置づけている。主要駅となる天理駅を起終点として市南西部に平成21年1月13日から運行を開始し、同年度中は1,686人、昨年度は7,307人、今年度は12月末までの間に6,216人が利用した。昨年度の4月から12月までの間の利用者数と比較すると、今年度は約13.4%増となっている。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

コミュニティバスの実証運行については、利用者数を毎日把握し、4月から12月までの一月あたりの平均利用者数の推移により、事業評価を行った。

また、公共交通空白地帯の住民に対し、アンケート調査を実施し、利用者側の評価を把握した。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

コミュニティバスの実証運行については、乗降調査やアンケート調査から、実際に交通弱者である高齢者の利用が多く、天理駅・市立病院・スーパー・市役所への利用割合が高くなっており、日中時間帯における高齢者等の病院需要・買い物需要への対応により、公共交通空白地帯の解消、高齢者等の交通弱者の利便性の向上、中心市街地・公共施設へのアクセスの向上という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
<p>① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p> <p>平成22年度の1日あたりの平均利用者数は34.0人であり、当初予想(30人)を上回る利用者数となっている。また、公共交通空白地帯の住民に対し、アンケート調査を実施し、住民の意見、要望等を把握し、問題点があるかどうかを検証したものである。</p> <p>収支率について、利用しやすさに重きをおきワンコイン制(100円)で事業を実施していることから低率であるが、アンケート調査の結果や乗降調査等を踏まえ、利用者の少ない4・5便を中心に運行ダイヤを見直す方針であり、事業計画を定着させるためにも、収支率向上に向けて努力していく。</p>
2 事業の実施環境
<p>① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p> <p>来年度において、コミュニティバスの本格運行を実施するに当たっては、収支率が低い状況にあるものの、公共交通空白地帯の解消、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であり、天理市が財政支出することで関係者の合意が得られており、天理市の平成23年3月議会に平成23年度予算案を提出し、市議会において審議してもらう予定である。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。</p> <p>今年度におけるコミュニティバスの実証運行に関しては、コミュニティバスの沿線の自治会が住民に利用促進の働きかけを行う活動を継続して行っている。</p>

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。</p> <p>法定協議会の規約が第1回法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、連携計画の策定及び変更、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、その他法定協議会の目的を達成するために必要な事項と規定されている。なお、平成22年度第1回の法定協議会において、来年度におけるコミュニティバスの本格運行決定についての方針が了承された。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか (公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。)</p> <p>法定協議会の構成員には、天理市の区長連合会長や長寿会連合会長等が住民代表として参画しており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。</p>
<p>③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。</p> <p>法定協議会においては、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果、実施した計画事業に係る自己評価報告案が報告・審議され、計画事業を実施するにあたり法定協議会が適切に開催された。なお、平成22年度第1回協議会において来年度の本格運行についての方針が報告・了承された。</p>
<p>④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。</p> <p>法定協議会の規約において、協議会の傍聴は原則可能であること、議事録及び会議資料はホームページにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規定に則って、協議会の議事が開示されている。</p>
<p>⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p> <p>法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果のとりまとめ及び自己評価報告案が報告・審議され、コミュニティバスの実証運行については収支率向上が課題であるものの、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であり、来年度は国費による支援なしで本格運行を実施する提案が行われ、本格運行の実施について関係者の合意形成が行われた。一方、来年度の本格運行の実施について、関係者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。